

福島県アンサンブルコンテスト実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は「福島県アンサンブルコンテスト」という。

(実 施)

第2条 福島県アンサンブルコンテスト（以下、県大会）は、県内各支部で推薦されたグループが参加して、毎年1月に実施する。

(各支部大会)

第3条 選出母体たる支部大会は、下記の通りとする。

- (1) 県北支部大会 (2) 県南支部大会 (3) 会津支部大会
(4) いわき支部大会 (5) 相双支部大会

(会場日時)

第4条 実施会場及び日時など必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、常任理事会）でこれをきめる。常任理事会は、前年度の11月末日までに実施会場及び日時を決定する。

第2章 実施部門及び参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- (1) 小学校の部 (2) 中学校の部 (3) 高等学校の部
(4) 大学の部 (5) 職場・一般の部

(参加人員)

第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 各部門の参加資格は、福島県吹奏楽連盟に登録された団体で下記の通りとする。

- (1) 小学校の部

団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。

- (2) 中学校の部

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園小学校児童の参加は認める。)

- (3) 高等学校の部

団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園小学校児童、中学校生徒の参加は認める。)

- (4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

(同一経営の学園小学校児童、中学校、高等学校生徒の参加は認める。)

- (5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 同一奏者が二つ以上の団体に重複して参加することは認めない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

(入賞取消)

第8条 参加グループの資格に疑義ある時は、出場を停止または入賞取り消すことができる。

第4章 演奏・審査

(編成)

第9条 編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器などを中心としたものを原則とする。ただし、

- (1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏することを認めない。
- (2) 同一奏者のチーム編成は、一回しか認めない。
- (3) 同一奏者が二つ以上の支部に重複して出場することは認めない。
- (4) 独立した指揮者は認めない。
- (5) ピアノ、オルガン、チェンバロ、アコーディオン等の使用は認めない。
- (6) 電子楽器の使用は認めない。

(審査)

第10条 参加グループは自由曲を1曲演奏して審査を受けるものとする。ただし、組曲は1曲とみなす。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲は、支部大会で演奏したものとする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編集して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで県大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(演奏順序)

第14条 演奏順序及び部門の順序は、常任理事会で決定する。

第5章 表彰及び代表

(審査員)

第15条 審査員は常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 審査員は5名とする。
- 3 審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 表彰は、各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

(代表)

第17条 金賞受賞団体の中より、次の数のグループを東北大会に推薦する。なお、東北大会の演奏順は、県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

- | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| (1) 小学校の部 | …………… | 2グループ | (2) 中学校の部 | …………… | 4グループ |
| (3) 高等学校の部 | …………… | 4グループ | (4) 大学の部 | …………… | 1グループ |
| (5) 職場・一般の部 | …………… | 1グループ | | | |

第6章 支部代表

(支部代表)

第18条 各支部は、県大会開催の2週間前以前に支部大会を実施し、各部門の推薦グループを決定して、県事務局及び県大会開催支部に推薦・報告しなければならない。

(推薦団体)

第19条 各支部が、県大会に推薦できるグループ数は、次の通りとする。

- | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| (1) 小学校の部 | …………… | 3グループ | (2) 中学校の部 | …………… | 9グループ |
| (3) 高等学校の部 | …………… | 8グループ | (4) 大学の部 | …………… | 2グループ |
| (5) 職場・一般の部 | …………… | 2グループ | | | |

- 2 中学校の部と高等学校の部の代表は、同一校から3グループまでとする。

(参加費用)

第20条 県大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第21条 県大会実施に当って、常任理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 県大会の実行委員は、県事務局と主管支部の役員があたる。

(実施要項)

第23条 その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

第24条 この規定は常任理事会の議により改定ができる。

付 則

この規定は、平成 7年 5月16日より実施する。

この規定は、平成10年 5月12日より改正実施する。

この規定は、平成20年 6月 4日より改正実施する。

この規定は、平成21年 4月 1日より改正実施する。

この規定は、平成22年 6月 2日より改正実施する。

この規定は、平成24年 4月 1日より改正実施する。

この規定は、平成29年 4月19日より改正実施する。

福島県アンサンブルコンテスト審査内規

第1条 この内規は、福島県アンサンブルコンテスト実施規定に基づき、審査及び判定について定めるものである。

第2条 審査員は、『芸術性』と『技術性』の項目に分けて、10段階で評価する。評価点は、点数を加算して、総合点で審査する。

第3条 審査結果の処理は、会長から委嘱された県事務局と審査係によって処理をする。

第4条 審査処理は、審査員の評価に基づき各部門ごとに、金・銀・銅の3段階にグループに分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3:4:3を目安とする。

第5条 福島県代表選出方法は、次のとおりとする。

(1) 評価を点数に換算した総合点で、評価の高い団体を代表とする。

(2) (1) で決着がつかない場合は、審査員で再投票する。

第6条 福島県代表として東北大会に推薦する団体は、次のとおりとする。

(1) 小学校は、上位2団体、大学、職場・一般の部は上位1団体を推薦する。

(2) 中学校、高等学校の部は、上位4団体を推薦する。

第7条 審査結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決定する。

第8条 審査一覧表は、出演団体に送付する。

第9条 この内規は、常任理事会の議により改定することができる。